

1 施設体系のあり方に関する検討会において、併せて検討する。

- 2 ○ 病院薬剤師の人員配置標準について、検討会を設置し、これまでの経緯等
3 を踏まえた具体的検討を行う。

4 —
5 ○ 医療機関が人員配置状況などの正確な情報を公開すること、例えば2（1）
6 に前述した都道府県による医療機関の情報の整理・公表が円滑に行われ、患
7 者・国民が必要な情報をわかりやすく得られる環境の整備等がなされるので
8 あれば、人員配置標準について、これを緩和するなど廃止を含めた見直しも
9 考えられる。しかし、現状においては上記のような環境が整っていないこと
10 から、直ちに人員配置標準を廃止したり一律に緩和することは困難であるが、
11 情報の開示を含めた医療の安全や質の確保を担保できる別の方策との組み合
12 わせにより何らかの見直しを行うことについて、今後の検討が必要である。

13 —
14 （5）その他（共同利用等）

15 —
16 ○ 医療施設の一部の共同利用についての考え方や取扱いを明確にした上で、
17 設備等を所有する医療機関と利用する医師等との契約において責任の所在等
18 を明確化すること等を条件に、効率的で利便性の高い医療提供が可能な共同
19 利用が円滑に実施できるようにすべきである。その際、受付や待合室の共同
20 利用については、未受診の段階での待合室での感染があった場合の責任分担
21 の困難さ等をどう評価するか、といった問題があり、診療に直接供する部分
22 の共同利用とは異なる整理をすべきである。

23 また、有床診療所同士での共同利用を行う場合については、構造設備の基
24 準や人員配置標準に関する規制における病院との均衡に留意した検討が必要
25 である。

26 ○ 検体検査については、今後、医療機能の分化連携を推進していく中で、実
27 施主体にかかわらず、その質を確保していく必要があることから、医療機関
28 自らが行う場合を含め、精度管理の適切な実施を図っていくべきである。

29
30 ~~4—4~~ 4—5 薬局

31
32 ○ 薬局を医療提供施設として位置付け、次の事項を実施し、医薬品等の供給
33 拠点として地域医療により貢献していくようにする。~~【医療法並びに薬事法~~
34 ~~及び同法に基づく省令】~~

35 ア 医療計画における医療連携体制への位置付け